

証券コード 4929
2023年5月30日

株 主 各 位

神戸市中央区下山手通五丁目5番5号
株式会社アジュバンホールディングス
取締役会長兼社長 中 村 豊

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

[当社ウェブサイト]

<https://www.adjuvant-hd.co.jp/ir/stock/meeting.php>



[株主総会資料 掲載ウェブサイト]

<https://d.sokai.jp/4929/teiji/>



[東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）]

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アジュバンホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「4929」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月14日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を前頁の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前頁の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月15日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区中山手通四丁目10番8号
ラッセホール 2階 ブランシュローズ
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第34期（2022年3月21日から2023年3月20日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第34期（2022年3月21日から2023年3月20日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

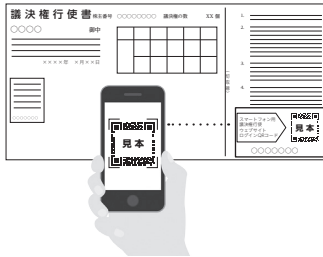
◎株主総会当日にお土産はお配りしておりませんのでご了承ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使[®]」

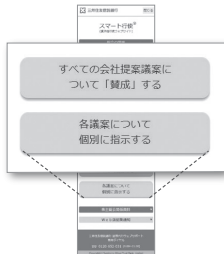
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。

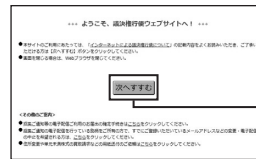
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

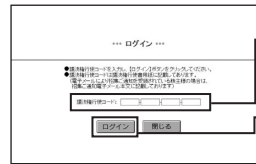
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2022年3月21日から
2023年3月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気に一部弱さがみられるものの緩やかに持ち直しております。

美容業界におきましては、F2層（35歳～49歳の女性）の高付加価値商品の需要をはじめとした「こだわり消費」のスタイルや、ウィズコロナの下、マスク緩和による肌改善ニーズが増加している一方で、食料品や日用品の値上げに対する消費者の変化として仕上用化粧品の量を抑えたりボディソープの購入価格を抑えたりなどする生活行動がみられるようになりました。

売上高につきましては、消費者行動に変化がみられるなか、理美容専売代理店及びアジュバンサロン^{※注}に対し、効率的且つニーズマッチした営業活動が充分に行えなかったことが影響し、当連結会計年度の売上高は4,377百万円（前年同期比1.1%減）となりました。詳細は区分別売上高の概要をご参照ください。なお、アジュバンサロン実稼働軒数は、当連結会計年度末で8,295軒（前年同期比358軒増）となりました。

利益面におきましては、売上総利益率の改善がありましたが、グループ全体で販売促進費及び広告宣伝費が増加したことなどにより販売費及び一般管理費が131百万円（前年同期比5.2%増）増加し、営業利益232百万円（前年同期比40.4%減）、経常利益265百万円（前年同期比33.7%減）となりました。また、投資有価証券の譲渡による特別利益322百万円の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益は403百万円（前年同期比2.7%増）となりました。

(注) 「アジュバンサロン」

初回に100千円以上の仕入を行い、当社グループが指導する商品の案内方法等を定めたアジュバンサロン契約を締結したサロン（理美容室・エステティックサロン・ネイルサロン・アイラッシュサロン・美容クリニック等）を指します。

区分別売上高は、売上割戻金を含めて次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		増減額	増減率
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	(%)
ス キ ン ケ ア	1,748	39.5	1,756	40.1	7	0.5
ハ ア ケ ア	2,933	66.3	2,765	63.2	△168	△5.7
そ の 他	97	2.2	191	4.4	93	95.9
売 上 割 戻 金	△353	△8.0	△336	△7.7	16	－
合 計	4,427	100.0	4,377	100.0	△49	△1.1

- (注) 1. ADJUVANT HONG KONG COMPANY LIMITED (連結子会社)、株式会社2C (連結子会社) 及び株式会社シアール・プロフェッショナル (連結子会社) の売上高は、「その他」に含んでおります。
2. 売上割戻金は、商品ごとではなく売上高の合計を基準として割戻率を設定しているため、区分ごとに配賦せず合計額で表示しております。

国内海外別売上高は、次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		増減額	増減率
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	(%)
国 内 売 上 高	4,227	95.5	4,164	95.1	△62	△1.5
海 外 売 上 高	199	4.5	212	4.9	13	6.6
合 計	4,427	100.0	4,377	100.0	△49	△1.1

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は83百万円で、その主なものは、研究所設備、ソフトウェアの取得等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、特に記載すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 31 期 (2020年 3 月期)	第 32 期 (2021年 3 月期)	第 33 期 (2022年 3 月期)	第 34 期 (当連結会計年度) (2023年 3 月期)
売 上 高 (千円)	4,674,081	4,885,682	4,427,063	4,377,402
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△157,692	325,853	401,018	265,855
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期 純 損 失 (△) (千円)	△227,928	142,381	393,179	403,643
1 株当たり当期純利益 又は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△28.63	17.83	49.13	50.46
総 資 産 (千円)	5,250,788	5,096,048	5,661,751	5,551,595
純 資 産 (千円)	4,123,980	4,092,179	4,317,376	4,487,146
1 株当たり純資産額 (円)	517.83	512.18	537.31	561.02

(注) 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 31 期 (2020年 3 月期)	第 32 期 (2021年 3 月期)	第 33 期 (2022年 3 月期)	第 34 期 (当事業年度) (2023年 3 月期)
売上高又は営業収益 (千円)	3,987,327	4,157,436	2,574,080	724,861
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△98,030	187,600	344,150	81,837
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△101,632	△253,611	348,207	146,197
1 株当たり当期純利益 又は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△12.77	△31.75	43.51	18.28
総 資 産 (千円)	5,458,929	5,113,078	4,875,743	4,642,572
純 資 産 (千円)	4,541,238	4,113,397	4,291,170	4,203,113
1 株当たり純資産額 (円)	570.22	514.83	534.05	525.51

(注) 1. 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、2021年9月21日付で持株会社体制へ移行いたしました。これにより、売上高又は営業収益については、第31期及び第32期は売上高を第33期は売上高及び営業収益の合計を第34期以降は営業収益を記載しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、2023年3月期～2025年3月期を対象とする中期経営計画を達成するために、以下の項目に取り組んでまいります。

①持続的成長事業の確立

これまで当社グループが直に接してこなかった消費者へEC（Electronic Commerce）を用いて基礎研究から導いた育毛剤を販売し、3年で化粧品EC販売市場（約3,200億円）の1%超のシェア（売上高40億円）獲得を目指します。事業環境が激しく変化する中、OODAサイクルのもとWebマーケティングを駆使し、スピード感をもってシェア獲得に取り組み、持続的成長を図ってまいります。

②プロフェッショナル商材への再挑戦

当社グループは、2014年に敏感肌ニーズに対応する業務用グレイカラー剤を上市しましたが、美容師等の施術者ニーズに十分応えきれれておりませんでした。この対応策として業務用美容材料専門販売の事業会社を設立し、まずはマーケットニーズにあったカラー剤を再上市するとともに、専任のカラースペシャリストを置き、美容ディーラーを通じて新規サロンの販路開拓を行います。さらにはその後、理美容専売化粧品への橋渡しを行ってまいります。

③国内理美容業へのアジュバンらしいスキン・ヘアケアのリリース

サロンを通じ顧客へアジュバンらしさ溢れる素材にこだわった人に地球にやさしい安心安全なスキン・ヘアケアを提供します。引き続き研究開発に注力し、多方向からの可能性を具現化するモノづくりを行ってまいります。

④海外市場

現時点での当社グループにおける最重点課題は、国内市場のシェア拡大であると認識しており、当面は国内市場へ経営資源を集中してまいります。海外市場については最重点課題の進捗を勘案しつつ、販路の再構築に取り組んでまいります。

⑤財務戦略

各種商品ラインアップの改廃を行いながら、在庫効率化、リードタイムの短縮等を図りキャッシュ・コンバージョン・サイクル（CCC）の改善を行い、創出したキャッシュは、Webマーケティング、研究開発、人件費、配当へ戦略的に配分し使用します。

⑥サステナビリティ

当社グループは、「美と健康を通じてすべての人に夢と感動をお届けする」ことをミッションとしており、美容市場を通じて人や社会そして地球を豊かな未来にするための課題解決に挑戦し続けます。それこそが、当社グループのコアコンピタンスであり、成長の要素と考えております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権率	主要な事業内容
株式会社アジュバン コスメジャパン	10,000千円	100%	化粧品、美容・理容器材の商品企画、生産管理、品質管理及び販売
株式会社 2 C	50,000千円	100%	ECによる化粧品・医薬部外品販売
株式会社 シアー・ プロフェッショナル	30,000千円	100%	サロン向け業務用美容材料の販売
ADJUVANT HONG KONG COMPANY LIMITED	2,210万香港ドル	100%	化粧品の販売

(注) 1. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社アジュバンコスメジャパン
特定完全子会社の住所	神戸市中央区下山手通五丁目5番5号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,612百万円
当社の総資産額	4,642百万円

2. 当社は、2022年4月12日付で株式会社シアー・プロフェッショナルを設立いたしました。

3. ADJUVANT HONG KONG COMPANY LIMITED（連結子会社）は、2023年3月22日付で商号をADJUVANT GLOBAL COMPANY LIMITEDに変更いたしました。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社4社により構成されており、理美容室・エステティックサロン・ネイルサロン・アイラッシュサロン・美容クリニック等向けにアジュバン化粧品の商品企画、研究開発、販売を行っているほか、サロン向け業務用美容材料の販売、消費者向けにEC（Electronic Commerce）を用いた育毛剤の販売を行っております。

(8) 主要な営業所等

当 社	本 社	神 戸 市 中 央 区
株式会社アジュバンコスメジャパン	本 社	神 戸 市 中 央 区
	札 幌 営 業 所	札 幌 市 中 央 区
	仙 台 営 業 所	仙 台 市 宮 城 野 区
	前 橋 営 業 所	群 馬 県 前 橋 市
	東 京 事 業 所	東 京 都 品 川 区
	名 古 屋 営 業 所	名 古 屋 市 千 種 区
	港 島 事 業 所	神 戸 市 中 央 区
	岡 山 営 業 所	岡 山 市 北 区
福 岡 営 業 所	福 岡 市 博 多 区	
株 式 会 社 2 C	本 社	神 戸 市 中 央 区
株式会社シアール・プロフェッショナル	本 社	神 戸 市 中 央 区
ADJUVANT HONG KONG COMPANY LIMITED	本 社	香 港 特 別 行 政 区

(9) 使用人の状況

①企業集団の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
134 (4) 名	6名減

(注) 使用人数は就業員数であり、嘱託・パートタイマーは () 内に外数で記載しております。

②当社の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
24 (0) 名	3名増	39.3歳	6.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、嘱託・パートタイマーは () 内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 22,000,000株

(2) 発行済株式の総数 8,043,600株

(3) 株主数 21,133名

(4) 大株主（上位10名）

(単位：株)

(単位：%)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 T ・ N ソ リ ュ ー シ ョ ン	996,200	12.46
株 式 会 社 ボ ン ニ ー	965,300	12.07
田 中 昌 樹	939,400	11.75
中 村 豊	775,900	9.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	249,600	3.12
田 中 順 子	228,000	2.85
ア ジ ュ バ ン 従 業 員 持 株 会	143,621	1.80
宮 澤 良 彦	103,200	1.29
株 式 会 社 イ シ ダ リ ン ク	60,000	0.75
石 田 千 恵	60,000	0.75

(注) 持株比率は、自己株式（45,403株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2018年6月15日開催の第29期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。また、当社は、2021年6月17日開催の第32期定時株主総会決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行し、譲渡制限付株式報酬制度についても移行前と同様とすることが決議されました。これを受け、当社は、2022年6月16日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月7日付で取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名に対し11,600株、監査等委員である取締役（非常勤の監査等委員である取締役を除く。）1名に対し1,400株の自己株式の処分を行っております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年4月22日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

1. 自己株式の取得を行った理由

当社は、将来における当社株式の株式報酬の利用等を迅速且つ機動的に行うことを目的として、予め、一定数の自己株式の取得を行っておくことが、当社の役職員に対する柔軟なインセンティブ報酬のあり方に資するものと考え、自己株式の取得を行いました。なお、当社は当社の主要株主である中村豊氏に、その保有する当社株式の当社への売却を依頼したところ、これに応じ、今回の自己株式を取得しております。

2. 取得の内容

①取得対象株式の種類	当社普通株式
②取得した株式の総数	50,000株
③取得価額	52,500千円
④取得日	2022年4月25日
⑤取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	中村豊	株式会社アジュバンコスメジャパン代表取締役
専務取締役	田中順子	株式会社アジュバンコスメジャパン代表取締役
取締役	中川秀男	管理本部・経営戦略本部担当 管理本部本部長兼総務部部长 株式会社2C代表取締役 株式会社シアール・プロフェッショナル代表取締役 ADJUVANT HONG KONG COMPANY LIMITED 理事長
取締役（常勤監査等委員）	南正光	
取締役（監査等委員）	影田清晴	影田総合法律事務所代表
取締役（監査等委員）	三村淳司	三村公認会計士事務所代表 株式会社リライズ・パートナーズ代表取締役 株式会社エーアイティー社外監査役 アサヒ衛陶株式会社社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役（監査等委員）南正光氏、影田清晴氏及び三村淳司氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）南正光氏は、銀行において長年金融業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）三村淳司氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために南正光氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）南正光氏、影田清晴氏及び三村淳司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当事業年度中の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
中川 秀男	取締役 管理本部・経営戦略本部担当 管理本部本部長兼総務部部长 株式会社2C代表取締役	取締役 管理本部・経営戦略本部担当 管理本部本部長兼総務部部长 株式会社2C代表取締役 株式会社シアール・プロフェッショナル代表取締役	2022年4月12日
中村 豊	代表取締役会長兼社長 株式会社アジュバンコスメジ ャパン代表取締役 ADJUVANT HONG KONG COMPANY LIMITED 董事長	代表取締役会長兼社長 株式会社アジュバンコスメジ ャパン代表取締役	2022年7月12日
中川 秀男	取締役 管理本部・経営戦略本部担当 管理本部本部長兼総務部部长 株式会社2C代表取締役 株式会社シアール・プロフェッ ショナル代表取締役	取締役 管理本部・経営戦略本部担当 管理本部本部長兼総務部部长 株式会社2C代表取締役 株式会社シアール・プロフェッ ショナル代表取締役 ADJUVANT HONG KONG COMPANY LIMITED 董事長	2022年7月12日

7. 当事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
中川 秀男	取締役 管理本部・経営戦略本部担当 管理本部本部長兼総務部部长 株式会社2C代表取締役 株式会社シアール・プロフェッ ショナル代表取締役 ADJUVANT HONG KONG COMPANY LIMITED 董事長	取締役 管理本部・経営戦略本部担当 管理本部本部長 株式会社2C代表取締役 株式会社シアール・プロフェッ ショナル代表取締役 ADJUVANT HONG KONG COMPANY LIMITED 董事長	2023年3月21日

8. ADJUVANT HONG KONG COMPANY LIMITED（連結子会社）は、2023年3月22日付で商号をADJUVANT GLOBAL COMPANY LIMITEDに変更いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

1. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に考慮して決定する事とする。

2. 取締役の個人別の報酬等のうち、会社法施行規則第98条の5第3号の非金銭報酬等がある場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針
非金銭報酬等は、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業務執行取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式とする。

非金銭報酬の額は、年額50,000千円以内、非金銭報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内とし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する事とする。

3. 金銭報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ業績を勘案し、随時取締役会において決定する事とする。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で職責及び実績等を勘案し、各取締役の基本報酬額を決定する事とする。

②取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	121,799 (-)	113,500 (-)	- (-)	8,299 (-)	3 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	25,001 (25,001)	24,000 (24,000)	- (-)	1,001 (1,001)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	146,801 (25,001)	137,500 (24,000)	- (-)	9,301 (1,001)	6 (3)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、2021年6月17日開催の第32期定時株主総会において、年額300,000千円以内 (うち社外取締役分は年額30,000千円以内) と決議いただいております (ただし、使用人分給与は含まない。)。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は3名 (うち社外取締役0名) です。また、これとは別枠で、取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額は、2021年6月17日開催の第32期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております (ただし、使用人分給与は含まない。)。当該株主総会終結時点の取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) の員数は3名です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月17日開催の第32期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名 (うち社外取締役3名) です。また、これとは別枠で、監査等委員である取締役 (非常勤の監査等委員である取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額は、2021年6月17日開催の第32期定時株主総会において、年額5,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役 (非常勤の監査等委員である取締役を除く。) は1名です。
3. 取締役会は、代表取締役会長兼社長中村豊氏に対し各取締役 (監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。) の基本報酬の額の決定について委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会長兼社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、社外取締役が参加している取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役（監査等委員）影田清晴氏は、影田総合法律事務所代表であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）三村淳司氏は、三村公認会計士事務所代表及び株式会社リライズ・パートナーズ代表取締役並びに株式会社エーアイテイー社外監査役及びアサヒ衛陶株式会社社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等委員) 南 正 光	当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会18回の全てに出席いたしました。日本電子材料株式会社内部統制・コンプライアンス担当シニアエキスパートとしての豊富な経験と実績に基づく見地から、適宜、適切に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 影 田 清 晴	当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会18回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、適宜、適切に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 三 村 淳 司	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査等委員会18回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、適宜、適切に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役3名全員と会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める最低責任限度額とする契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の額	25,812千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,812千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、若しくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、当社は、監査等委員会による会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容の決定を踏まえて、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システムに関する基本方針は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、取締役及び使用人を対象に「コンプライアンス基本規程」を定め、コンプライアンスを徹底した企業経営を実践します。
- ②当社は、経営の透明性と健全性の高い企業活動を遂行し、企業ブランド価値をさらに高めることを取締役及び使用人に徹底します。
- ③取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が法令違反や企業倫理の逸脱の可能性を感じた場合に、具体的な行動指針となる「内部通報規程」を定め、外部に内部通報窓口を設け、より相談し易い環境を整備します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務に係る情報は「文書管理規程」等関連規程に従い、適切に保存及び管理します。
- ②取締役会議事録は経営戦略グループが全ての議案について作成し、その内容は必要な者のみ閲覧できるようにします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクが発生した場合は、取締役及び当該リスクに係る関係部署が集まり、事実の把握及び対応策を検討できる体制にします。リスクの未然防止及び危険や緊急事態の発生時の対応については、「コンプライアンス基本規程」、「内部監査規程」、「リスク管理規程」等の規程に従い運用します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規程（「組織・業務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」等）において、取締役の基本職務や決裁基準等を定め、効率的に業務を行う体制を整えます。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」及び「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、以下のように子会社の業績及び業務の進捗を管理することにより、グループ企業における業務の適正を確保します。

- ・子会社の業績、業務の進捗及び損失の危険が生じる事象について報告させる体制を構築します。
- ・定期的な内部監査室による監査手続を実施することで、当社企業グループ全体の業務にわたる内部統制の効率性と有効性の確保に努めます。

- ・取締役社長直轄のもと財務部を事務局とし、当社企業グループの財務報告に係る内部統制の構築、運用及び評価を推進します。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、「監査等委員会監査規程」を定め、必要に応じて監査等委員会の職務をサポートする使用人を社内の各部署の適任者から任命できる体制とし、当社企業グループ全体の情報を収集し、監査等委員会に報告できるようにします。

(7) 前号の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社は、「監査等委員会監査規程」を定め、監査等委員会から命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）等他の機関・役員から指揮命令を受けないような体制とします。
- ②監査等委員会から命令を受けた使用人に関する人事異動、評価については、監査等委員会と事前に協議します。

(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、取締役会等への監査等委員の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査部門の監査結果を報告します。
- ②監査等委員会の求めに応じ、取締役会付議事項及び取締役会報告事項となる重要案件について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等より報告を受けられる体制を整備します。
- ③当社は、監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の役員又は使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止します。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査等委員会監査規程」を定め、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため以下の体制を整備します。

- ・取締役社長と監査等委員の間で定期的な意見交換会を開催します。
- ・監査等委員会からの求めに応じ、監査等委員、会計監査人及び内部監査部門との間で連絡会を開催しま

す。

- ・各種会議への監査等委員の出席を確保します。
- ・監査等委員が職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用等を請求した場合、速やかに処理します。

(10) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ①当社は、取締役社長が最高責任者となり、適切な統制環境を保持しつつ、金融商品取引法に規定する財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、継続的に改善する体制を構築します。
- ②適正な内部統制を実現するための体制の構築、運用及び評価にあたり、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定めるとともに、「財務報告に係る内部統制規程」「財務報告に係る内部統制の基本計画書」他関係諸規程、関連文書を整備します。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力対策規程」を制定し、いかなる場合においても反社会的勢力に対し毅然とした姿勢をもって対峙し、その不当な要求については関係機関とも連携のうえ、これに応じないことの徹底を図ります。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行について

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役6名で構成されております。当事業年度において取締役会を18回開催し、経営上の重要事項に関する迅速な意思決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。

また、取締役会議事録等の取締役の職務執行に関する情報については、「文書管理規程」等関連規程に従い、適切に保存及び管理を行っております。

(2) コンプライアンス・リスク管理について

「内部通報規程」の改定に伴い、内部通報窓口を外部に設け、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告できる体制を整備しております。

また、「リスク管理規程」に基づきリスクマネジメント委員会を開催し、グループ全体のリスク管理体制の強化に努めております。

(3) 監査等委員の職務の執行について

監査等委員会は、監査等委員3名全員が独立社外取締役で構成されております。当事業年度において監査等委員会を18回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会等への出席、代表取締役会長兼社長との定期的な意見交換会並びに会計監査人及び内部監査室との連絡会を開催することで、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

(4) 内部監査体制について

当社では、年度内部監査計画に基づき、内部監査室による当社グループの業務監査、財務報告に係る内部統制の評価を行い、代表取締役会長兼社長に監査結果を報告しております。

(5) 反社会的勢力排除について

新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を徹底しているほか、反社会的勢力該当性の有無を確認しております。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2023年3月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,339,446	流動負債	639,988
現金及び預金	1,528,011	買掛金	84,251
売掛金	437,657	リース債務	6,983
商品及び製品	898,279	未払金	212,321
仕掛品	79,605	未払法人税等	89,289
原材料及び貯蔵品	243,583	賞与引当金	89,844
その他	156,299	その他	157,298
貸倒引当金	△3,992		
固定資産	2,212,149	固定負債	424,460
有形固定資産	1,411,500	リース債務	12,197
建物及び構築物	1,180,920	退職給付に係る負債	48,564
機械装置及び運搬具	66,990	資産除去債務	7,352
工具、器具及び備品	327,788	長期未払金	356,345
土地	579,283		
リース資産	53,628	負債合計	1,064,448
減価償却累計額	△797,110		
無形固定資産	66,078	(純資産の部)	
ソフトウェア	39,806	株主資本	4,491,331
その他	26,272	資本金	776,580
投資その他の資産	734,570	資本剰余金	747,694
投資有価証券	490,498	利益剰余金	3,012,398
長期貸付金	831	自己株式	△45,341
繰延税金資産	118,543	その他の包括利益累計額	△4,184
保険積立金	96,220	その他有価証券評価差額金	△6,794
その他	34,207	為替換算調整勘定	2,609
貸倒引当金	△5,730		
資産合計	5,551,595	純資産合計	4,487,146
		負債純資産合計	5,551,595

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2022年3月21日から
2023年3月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		4,377,402
売上原価		1,461,475
販売費及び一般管理費		2,915,926
営業外収益		232,685
受取利息	1,276	
受取配当金	6,283	
受為替家賃益	1,450	
貸倒引当金戻入	17,831	
雑収入	700	
営業外費用	5,855	33,398
支払手数料	228	228
特別利益		265,855
投資有価証券売却益	322,689	322,689
特別損失		
固定資産除却損	331	331
税金等調整前当期純利益		588,213
法人税、住民税及び事業税	109,958	
法人税等調整額	74,611	184,570
当期純利益		403,643
親会社株主に帰属する当期純利益		403,643

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年3月21日から
2023年3月20日まで)

(単位：千円)

	株 主		資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	776,580	748,283	2,801,599	△5,833	4,320,630
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△192,844		△192,844
親会社株主に帰属する当期純利益			403,643		403,643
自 己 株 式 の 取 得				△52,500	△52,500
自 己 株 式 の 処 分		△589		12,991	12,402
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△589	210,798	△39,508	170,700
当 期 末 残 高	776,580	747,694	3,012,398	△45,341	4,491,331

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	為 替 換 算 調 整 算 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△5,482	2,228	△3,254	4,317,376
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△192,844
親会社株主に帰属する当期純利益				403,643
自 己 株 式 の 取 得				△52,500
自 己 株 式 の 処 分				12,402
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,311	381	△930	△930
当 期 変 動 額 合 計	△1,311	381	△930	169,770
当 期 末 残 高	△6,794	2,609	△4,184	4,487,146

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数

4社

・連結子会社の名称

株式会社アジュバンコスメジャパン

株式会社2C

ADJUVANT HONG KONG COMPANY LIMITED

株式会社シアー・プロフェッショナル

・連結の範囲の変更

当連結会計年度より、株式会社シアー・プロフェッショナルを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名

決算日

ADJUVANT HONG KONG COMPANY LIMITED 12月末日

連結計算書類の作成に当たっては、上記決算日の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に発生した連結子会社間の重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

(市場価格のない株式等以外のもの)

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)で評価しております。

②重要な減価償却資産の減価償却方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

(ただし、当社及び国内連結子会社は建物(建物附属設備を除く)並びに、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～38年
機械装置及び運搬具	13～15年

□. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

□. 賞与引当金

従業員に対する賞与支払いに備えるため、将来の支給見込額に基づき、当連結会計年度末の負担見込額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき計上しております。また、当社及び一部の連結子会社は複数事業主制度の企業年金基金に加入しており、自社の拠出に対応する年金資金の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社は、理美容室・エステティックサロン・ネイルサロン・アイラッシュサロン・美容クリニック等（以下「サロン」という）向けに化粧品の販売及びこれに付随するサービス業務とECによる化粧品・医薬部外品を顧客に直接販売する業務を行っております。このような商品販売については、原則として製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、原則として当該製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及びリベート等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。

⑥重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。また当連結会計年度の損益に与える影響もありません。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

売上割戻金(リベート)に係る収益認識

前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動負債」の「その他」に含めて表示していた売上割戻金に係る「未払金」及び「未払費用」は、当連結会計年度より、「返金負債」として「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(商品及び製品の評価)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品 898,279千円

上記の金額は、収益性低下による簿価切下げ額39,352千円を控除した金額であります。

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

商品及び製品の評価は、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）で評価しております。滞留又は処分見込等の商品及び製品については、将来の販売予測を反映した滞留期間ごとに一定の評価減割合を設定し、帳簿価額を切下げの方法を採用しております。

②主要な仮定

滞留期間ごとの一定の評価減割合に反映された将来の販売予測であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の事業環境の著しい変化などにより主要な仮定に変化が生じた場合、翌連結会計年度の商品及び製品の評価に影響を及ぼす可能性があります。

5. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社グループでは、見積りについて、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期など正確に予測することは、困難な状況となっておりますが、当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当社グループ事業への影響は限定的であったため、将来においても影響は限定的であると仮定し、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済環境に変化が生じた場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

- (2) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	300,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	300,000千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	8,043千株	一千株	一千株	8,043千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	8千株	50千株	13千株	45千株

(注) 自己株式の増加50千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加であります。
自己株式の減少13千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	192,844	24	2022年3月20日	2022年6月17日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月15日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	191,956	24	2023年3月20日	2023年6月16日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、今後の研究開発や設備投資、営業体制の強化などに備え、必要となる資金を柔軟かつ機動的に対応できるよう留意しております。

したがって、一時的な余資は主に流動性、安全性の高い金融商品で運用し、投機やトレーディングを目的とした運用は行わない方針であります。

一方で、資金の調達については、投資等の規模、目的、時期等を踏まえ、資本市場や金融機関からの調達を検討することとしております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式及び余資の短期運用の債券等であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

長期未払金は、役員退職慰労金の打切り支給に係る債務であり、当該役員の退任時に支給する予定であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については社内において「資産運用管理規程」を定め、流動性、安全性に留意し、社内及び取締役会の協議等十分な検討を加えて投資することとしております。また定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は次表には含まれておりません（注）3. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	290,498	290,498	—

(注) 1. 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(注) 2. 長期未払金は、主に役員退職慰労金に係る債務であり、当該役員の退職時期が特定されておらず、市場価格がないため、上記表に含まれておりません。

長期未払金の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
長期未払金	356,345

(注) 3. 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
投資事業有限責任組合への出資	200,000

(注) 4. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,528,011	—	—	—
売掛金	437,657	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	100,000	48,090	142,408	—
合計	2,065,669	48,090	142,408	—

(注) 5. リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	6,983	5,169	4,927	2,100	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
その他	—	190,498	—	190,498

(※) (企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は、上表に含めておりません。

連結貸借対照表における当該投資信託の金額は、100,000千円であります。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している其他有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、化粧品及び医薬部外品の商品企画、研究開発、販売及びこれに附帯するサービス業務を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

	当連結会計年度	
スキンケア	1,756,859	千円
ヘアケア	2,765,581	
その他	191,653	
売上割戻金	△336,691	
顧客との契約から生じる収益	4,377,402	
その他の収益	—	
外部顧客への売上高	4,377,402	

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①顧客との契約から生じた債権及び返金負債の残高等

区 分	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	377,887 千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	437,657
返金負債(期首残高)	83,217
返金負債(期末残高)	83,020

返金負債は、主に、実績に基づく達成リベートについて、契約に基づき顧客に支払う未払金に関するものです。返金負債は、未払金の支払いに伴い取り崩されます。

また、返金負債は連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に計上しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	561円02銭
(2) 1株当たり当期純利益	50円46銭
(3) 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,102,078	流動負債	75,717
現金及び預金	946,439	リース債務	163
売掛金	37,977	未払金	48,562
前払費用	9,653	預り金	7,713
その他	108,008	賞与引当金	18,778
固定資産	3,540,493	その他	498
有形固定資産	967,465	固定負債	363,740
建物	621,824	退職給付引当金	7,395
構築物	8,201	長期未払金	356,345
機械及び装置	66,990	負債合計	439,458
工具、器具及び備品	87,988	(純資産の部)	
土地	579,283	株主資本	4,209,907
リース資産	9,078	資本金	776,580
減価償却累計額	△405,900	資本剰余金	747,476
無形固定資産	25,252	資本準備金	736,511
ソフトウェア	18,313	その他資本剰余金	10,964
その他	6,939	利益剰余金	2,731,224
投資その他の資産	2,547,775	利益準備金	10,000
投資有価証券	490,498	その他利益剰余金	2,721,224
関係会社株式	1,672,967	繰越利益剰余金	2,721,224
長期貸付金	354,082	自己株式	△45,373
繰延税金資産	75,335	評価・換算差額等	△6,794
保険積立金	20,727	その他有価証券評価差額金	△6,794
その他	195	純資産合計	4,203,113
貸倒引当金	△66,030	負債純資産合計	4,642,572
資産合計	4,642,572		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年3月21日から
2023年3月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営業外収益		724,861
販売費及び一般管理費		670,595
営業利益		54,265
受取利息	1,156	
受取証券利息	1,030	
受取配当金	6,283	
為替差益	18,054	
貸倒引当金戻入	50	
雑収入	700	
雑収入	524	27,800
営業外費用		
支払手数料	228	228
特別利益		81,837
投資有価証券売却益	322,689	322,689
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社株式評価損	99,999	
関係会社貸倒引当金繰入	63,329	163,329
税引前当期純利益		241,196
法人税、住民税及び事業税	△3,819	
法人税等調整額	98,818	94,998
当期純利益		146,197

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年3月21日から
2023年3月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	776,580	736,511	11,554	748,065	10,000	2,767,871	2,777,871	△5,865	4,296,652
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△192,844	△192,844		△192,844
当 期 純 利 益						146,197	146,197		146,197
自己株式の取得								△52,500	△52,500
自己株式の処分			△589	△589				12,991	12,402
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	△589	△589	-	△46,647	△46,647	△39,508	△86,745
当 期 末 残 高	776,580	736,511	10,964	747,476	10,000	2,721,224	2,731,224	△45,373	4,209,907

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△5,482	△5,482	4,291,170
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△192,844
当 期 純 利 益			146,197
自己株式の取得			△52,500
自己株式の処分			12,402
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△1,311	△1,311	△1,311
当期変動額合計	△1,311	△1,311	△88,056
当 期 末 残 高	△6,794	△6,794	4,203,113

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

・その他有価証券

(市場価格のない株式等以外のもの)

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)は定額法、建物以外の有形固定資産は定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～38年
構築物	10～20年
機械及び装置	13～15年
工具、器具及び備品	4～15年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与支払いに備えるため、将来の支給見込額に基づき、当事業年度の負担見込額を計上しております。

③退職給付引当金

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき計上しております。また、当社は、複数事業主制度の企業年金基金に加入しており、自社の拠出に対応する年金資金の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び賃貸料収入となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。賃貸料収入については、主に子会社との賃貸契約に基づき、不動産の賃貸を行うことが履行義務であり、履行義務の充足に従い一定期間にわたり収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。また当事業年度の損益に与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

5. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社は、会計上の見積りについて、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期など正確に予測することは、困難な状況となっておりますが、当事業年度における新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当社事業への影響は限定的であったため、将来においても影響は限定的であると仮定し、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済環境に変化が生じた場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

①短期金銭債権	45,204千円
②長期金銭債権	354,082千円
③短期金銭債務	734千円

(3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	300,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	300,000千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	724,861千円
仕入高	－千円
営業取引以外の取引高	926千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	8千株	50千株	13千株	45千株

(注) 自己株式の増加50千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加であります。
自己株式の減少13千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	5,742千円
未払事業税	936千円
退職給付引当金	2,261千円
株式報酬費用	17,037千円
長期未払金	108,970千円
関係会社株式評価損	126,137千円
貸倒引当金	20,192千円
繰越欠損金	11,047千円
その他有価証券評価差額金	2,992千円
会社分割に伴う子会社株式	52,183千円
その他	171千円
小計	347,672千円
評価性引当額	△272,337千円
繰延税金負債との相殺	－千円
繰延税金資産合計	75,335千円
繰延税金資産の純額	75,335千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円) (注)4	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社アジュバン コスメジャパン	所有 直接 100.0%	経営指導等 役員の兼任	経営指導料、 業務委託料等 (注)1	722,610	売掛金	37,651
	株式会社2C	所有 直接 100.0%	経営指導等 役員の兼任	資金の貸付 (注)2	150,000	長期貸付金 (注)3	330,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

1. 経営指導料、業務委託料等については、業務内容を勘案し、両社協議のうえ、決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、当該取引による受取利息は800千円です。
3. 長期貸付金に対し、63,329千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、貸倒引当金繰入額63,329千円を特別損失に計上しております。
4. 上記の金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

役員及び個人主要株主等

種類	氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	中村 豊	-	-	当社代表取締役 会長兼社長	(被所有) 直接 9.70%	-	自己株式の 取得	52,500	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

1. 自己株式の取得については、2022年4月22日付の取締役会決議に基づき、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) により取得しており、取引価格は2022年4月22日の終値によるものであります。
2. 上記取引により中村豊氏は、当社の主要株主に該当しなくなっております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 525円51銭
- (2) 1株当たり当期純利益 18円28銭
- (3) 潜在株式調整後
1株当たり当期純利益 -

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

12. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社アジュバンホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 雅 史
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 中 尾 志 都
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アジュバンホールディングスの2022年3月21日から2023年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アジュバンホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社アジュバンホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 雅 史
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 中 尾 志 都
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アジュバンホールディングスの2022年3月21日から2023年3月20日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年3月21日から2023年3月20日までの第34期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

株式会社アジュバンホールディングス監査等委員会

常勤監査等委員（社外） 南 正 光 ㊞

監査等委員（社外） 影 田 清 晴 ㊞

監査等委員（社外） 三 村 淳 司 ㊞

(注) 監査等委員 南正光、影田清晴及び三村淳司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと考え、今後の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績を勘案した安定的な配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

この方針に基づき、以下のとおり第34期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき24円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は191,956,728円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月16日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため2名を増員し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方をふまえ、各取締役候補者の当事業年度における業務執行状況などを勘案し、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	中村 豊 (1946年7月28日生)	1990年4月 有限会社みずふれんど（現：当社）設立 取締役 1991年4月 有限会社アクト企画（現：当社） 代表取締役社長 2014年9月 ADJUVANT HONG KONG COMPANY LIMITED（現：ADJUVANT GLOBAL COMPANY LIMITED） 董事 2016年6月 当社代表取締役会長 2021年1月 当社代表取締役会長兼社長（現任） 2021年3月 ADJUVANT HONG KONG COMPANY LIMITED（現：ADJUVANT GLOBAL COMPANY LIMITED） 董事長 2021年4月 株式会社アジュバンコスメジャパン準備会社（現：株式会社アジュバンコスメジャパン）設立 代表取締役（現任）	775,900株
2	田中 順子 (1950年4月18日生)	1990年4月 有限会社みずふれんど（現：当社）設立 代表取締役社長 1991年4月 有限会社アクト企画（現：当社） 専務取締役 2011年7月 当社専務取締役 経営企画課担当 2016年3月 当社専務取締役 2020年3月 当社専務取締役 商品開発本部本部長 2021年4月 株式会社アジュバンコスメジャパン準備会社（現：株式会社アジュバンコスメジャパン）設立 代表取締役（現任） 2021年9月 当社専務取締役（現任）	228,000株
3	中川 秀男 (1955年4月15日生)	1993年8月 有限会社アジュバン関西販売（現：当社）入社 2010年10月 当社管理本部本部長兼総務部部长兼業務課課長 2011年3月 当社管理本部本部長兼総務部部长 2011年6月 当社取締役 管理本部本部長兼総務部部长 2021年3月 当社取締役 管理本部・経営戦略本部担当 管理本部本部長兼総務部部长 2021年4月 株式会社2C設立 代表取締役（現任） 2022年4月 株式会社シアール・プロフェッショナル設立 代表取締役（現任） 2022年7月 ADJUVANT HONG KONG COMPANY LIMITED（現：ADJUVANT GLOBAL COMPANY LIMITED） 董事長（現任） 2023年3月 当社取締役 管理本部・経営戦略本部担当 管理本部本部長（現任）	11,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
4	※ ふじ 原 たけし 藤 原 武 (1971年11月15日生)	1997年 1 月 株式会社アジュバン (現：当社) 入社 2014年 3 月 当社営業企画部部长兼営業企画課課長 2019年 3 月 当社西日本営業部部长兼神戸営業所所長 2020年 3 月 当社西日本営業部部长兼神戸営業所所長兼岡山営業所所長 2021年 3 月 当社執行役員 営業本部本部长兼神戸営業所所長兼岡山営業所所長 2021年 9 月 株式会社アジュバンコスメジャパン 執行役員 営業本部本部长 2023年 3 月 同社 取締役 営業本部本部长 (現任)	13,196株
5	※ おお しま ひろ かず 大 嶋 宏 和 (1976年8月2日生)	2005年10月 株式会社アジュバンコスメジャパン (現：当社) 入社 2019年 3 月 当社東日本営業部部长 2020年 3 月 当社東日本営業部部长兼東京営業所所長 2021年 3 月 当社執行役員 営業本部本部长兼東京営業所所長 2021年 9 月 株式会社アジュバンコスメジャパン 執行役員 営業本部本部长 2022年 3 月 同社 執行役員 営業本部副本部长 2023年 3 月 同社 取締役 営業本部副本部长 (現任)	2,469株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	みなみ まさみつ 南 正 光 (1944年11月20日生)	1963年4月 株式会社兵庫相互銀行（現：株式会社みなと銀行） 入行 1983年10月 兵銀ファクター株式会社入社 主計部次長 1996年3月 日本電子材料株式会社入社 社長付 1998年8月 同社 I R 室室長 2006年4月 同社内部統制・コンプライアンス担当シニアエキスパート 2010年2月 当社社外監査役 2012年6月 当社常勤監査役 2021年6月 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）	2,500株
2	かげ た きよ はる 影 田 清 晴 (1947年3月13日生)	1979年4月 弁護士登録 曾我乙彦法律事務所入所 1984年4月 影田法律事務所（現：影田総合法律事務所）開所 代表（現任） 2020年6月 当社社外監査役 2021年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	2,000株
3	み むら じゅん し 三 村 淳 司 (1978年4月28日生)	2002年10月 新日本監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所 2006年5月 公認会計士登録 2012年2月 三村公認会計士事務所開所 代表（現任） 株式会社幸和製作所 社外監査役 2012年6月 当社社外監査役 2013年8月 株式会社リライズ・パートナーズ設立 代表取締役（現任） 2015年6月 当社社外取締役 東和薬品株式会社 社外監査役 2017年5月 株式会社エーアイティー 社外監査役（現任） 2021年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年2月 アサヒ衛陶株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）	4,000株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 南正光氏、影田清晴氏及び三村淳司氏は、社外取締役候補者であります。

3. (1) 南正光氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、日本電子材料株式会社内部統制・コンプライアンス担当シニアエキスパートとしての豊富な経験を取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に活かしていただきたいためであります。

(2) 影田清晴氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、弁護士としての専門知識、経験等を取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(3) 三村淳司氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、公認会計士としての財務及

び会計に関する豊富な知識や経験を取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に活かしていただきたいためです。

4. 南正光氏、影田清晴氏及び三村淳司氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって南正光氏及び影田清晴氏が2年、三村淳司氏は8年であります。なお、各氏は、過去に当社の業務執行者ではない役員（監査役）であったことがあります。
5. 当社は、南正光氏、影田清晴氏及び三村淳司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、各氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、南正光氏、影田清晴氏及び三村淳司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 (重要な兼職の状況)	歴 史	所有する 当社株式の数
にし いひろ き 西井博生 (1964年5月19日生)	1987年4月 監査法人朝日新和会計社(現:有限責任あずさ監査法人) 入所 1990年3月 公認会計士登録 2001年9月 西井博生公認会計士事務所開所 代表 2004年9月 なぎさ監査法人設立 代表社員(現任) 2004年12月 税理士法人なぎさ総合会計事務所設立 代表社員(現任) 2006年6月 株式会社G-7ホールディングス 社外監査役 2015年6月 当社社外監査役 三相電機株式会社 社外監査役 2021年6月 同社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2022年6月 株式会社G-7ホールディングス 社外取締役(監査等委員)(現任)		0株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 西井博生氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

3. 西井博生氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験を取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

4. 当社は、西井博生氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。西井博生氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 当社は、西井博生氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：神戸市中央区中山手通四丁目10番8号
ラッセホール 2階 ブランシュローズ



交通	地下鉄県庁前駅	東出口1を出て北東へ	徒歩約5分
	JR元町駅	東改札口を出て北へ	徒歩約8分
	阪神元町駅	東改札口を出て北へ	徒歩約8分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承の程お願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染防止対応について>

新型コロナウイルス感染防止の観点から、インターネット等または書面（郵送）による議決権行使をご検討いただき、株主総会当日のご来場については、ご自身の体調や株主総会日時点の感染状況をふまえ、慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。